

平和の神学の課題としての戦争責任論

—フィリピン宗教宣撫班員と戦犯とされた一キリスト者の手記に見る戦争罪責考—

豊川 慎

1. はじめに

日本のキリスト教界の戦争責任に関しては1967年に当時の日本基督教団議長鈴木正久名で出された「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（いわゆる「戦責告白」）以降、日本のキリスト教会における平和の神学の課題として多くの議論が積み重ねられてきた。戦時下において日本基督教団は「大東亜共栄圏」の理想を掲げ、「聖戦目的完遂」を教団機関紙などを通じて唱え、国家の翼賛機関として戦争協力に邁進した歴史を持っている⁽¹⁾。戦時下の教団が組織としてどのような戦争協力を行ったのかということに関しては多くの資料によって明らかとなっているが、教会の戦争責任論を日本における平和の神学の課題として今後さらに考えて行く際に、組織としての教団という側面からその問題をとらえる一方、他方において教団内において個々の教団教師また信徒がどのようにかの戦争と関わりを持ったのかという個人史にも光が当てられていく必要があるだろう。そのことによって、全体像がさらに明確になってくると思われるからである。本稿ではこのような問題意識のもと、一つの事例として、日本基督教団教師と共にフィリピンにおいて宗教宣撫班員として宗教宣撫に携わり、その後、サンパブロ事

件という住民虐殺事件に関与したとして戦争犯罪裁判でその罪を問われ、BC級戦犯となった中田善秋というキリスト者の手記から戦争罪責の問題を考えることにしたい。

中田善秋は戦後、教会とほとんど関わりを持たなかったという点でキリスト教界においてはあまり知られていない人物であろう。その中田への言及をBC級戦犯の実相や戦後補償問題の第一人者である内海愛子の『スガモプリズン—戦犯たちの平和運動』に見出すことができる。内海は次のように書いている。「影響力をもつ言論機関への投稿を通して、再軍備反対の意思を示そうと平和グループの戦犯たちが投稿を続けた。(略)再軍備に反対する投稿が、あらゆる機会をとらえて行われていた。巢鴨から読まれるのかわからない編集者への手紙を書き続けた。(略)『信友』と題するキリスト教グループの所内誌を出し続けた中田善秋も「巢鴨言論人」の一人である。カナダ生まれの神学生中田は、翻訳班の一員だった。クリスチャンの中田も発信している。裁判の実情や七年間の思索と自己変革の過程を、投稿という形で現してきたのである」⁽²⁾。この言及だけでは中田善秋なる人物がいかなる経緯でBC級戦犯となり、スガモに収容されているのか分からないであろうが、内海はスガモに収容された経験を持つ人々へのインタビューを通じて中田とも親交を持ち、中田から『信友』や裁判関係書類を含む膨大な資料—以下「中田資料」と呼ぶ—を譲り受けている。筆者はかつて内海より中田資料の存在について聞き、『信友』と題するキリスト教新聞や裁判記録などに目を通したことがあるが、それはキリスト者個々人がかの戦争を顧み、戦争犯罪、戦争罪責の問題、また赦しや平和について考察を加えた興味深い資料である。中田は『信友』をスガモ所内で発行し、戦争と平和に関する思索を文字通り内側より深めていたのである。紙数の関係上、本稿では「中田資料」の内容を詳細に紹介することは出来ないが、中田の手記を通して「中田資料」の背景を紹介し、個人史から考えるキリスト教の戦争責

任論の一助としたい。

2. 日本占領下フィリピンにおける プロテスタント宗教班による宗教宣撫

土肥昭夫は『日本基督教団史資料集 第二巻』において「フィリピン宗教宣撫班」の項の「解題」を次のように書いている。「四一年一月に一二名の教団教師（ただし一名は神学生）が、一四名のカトリック関係者と共に徴用令状を受け、翌月に宗教宣撫班員としてフィリピンに赴いた。相浦忠雄、千葉勇、古田十郎、向坊長英、草間信雄、川桐新一、菟原丁一、山田基男、白戸二郎、藤田正武、興梧正敏、中田善秋といった人々である。（略）日本軍は一二月八日にフィリピンに侵攻を開始し、翌年一月三日にマニラを占領し、軍政を敷いた。軍政部は、フィリピンのプロテスタント教会を米国諸ミッションより独立させ、教派合同によってその管理支配を容易にし、軍政に協力的な教会とする方針を立てていた。彼らは陸軍軍属としてマニラを拠点にし、その宣撫活動に従事した」⁽³⁾。

土肥はここで宗教宣撫の詳細を論じてはいないが、それはどのようなものだったのだろうか。本稿ではフィリピン宗教宣撫に関する詳細な先行研究である寺田勇文の二つの論稿「宗教宣撫政策とキリスト教会」⁽⁴⁾および「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会—日本の対比宗教政策との関連で」⁽⁵⁾に主に依りながら日本占領下のフィリピンにおけるプロテスタント宗教班の宣撫活動について考察することにしたい。

フィリピンはカトリック信徒が大半を占めるアジア唯一のキリスト教国である。そのフィリピンに日本が侵略を開始したのが12月8日であった。それは真珠湾攻撃とその後の対英米宣戦布告と同日である。陸軍参謀本部はフィリピンの人口の9割以上がキリスト教徒であることから、フィリピンのキリスト教会の協力なくして日本によるフィリピン占領統

治は困難であることを開戦以前から認識していた⁽⁶⁾。そのため、陸軍参謀本部はフィリピンで宗教宣撫に当たる宗教班員を日本のカトリック教会とプロテスタント教会双方から開戦前に徴用した。1941（昭和16）年11月下旬、11名の日本基督教団教師および1名の神学生（中田善秋）が陸軍徴用令状を受け、14名のカトリック関係者（神父3名、他は信徒と学生）と共に宗教宣撫班員としてフィリピンに派遣された。11月22日に東部軍司令部に集合し、その夜広島へ向かい、26日に宇品を出港。台湾経由でマニラへ行き、第一船には寺内元帥が、そして高雄から乗り換えた第二船には比島派遣軍（第14軍）総司令官本間雅晴中将が乗船していた。つまり宗教宣撫班員たちは司令部直属の軍属として司令部の船にてフィリピンに派遣されたのであった。1967年の『日本基督教団史』にはフィリピンに派遣された宗教宣撫班に関して次のように記されている。

比島宣教宣撫班の出発 十一月二十日、わが教団の少壮牧師一二名は、陸軍省の選抜により、宗教宣撫班として、突如フィリピンに派遣された。当時はその氏名も行き先もいっさい極秘であった。一二名は左の通りである。

相浦忠雄、千葉勇、古田十郎、向坊長英、草間信雄、菟原丁一、山田基男、白戸二郎、興梠正敏、藤田正武、中田善秋、川桐新一

彼らはマニラに到着後、よく教会の指導と日本語の教育に尽くし、フィリピン人から深く敬愛された⁽⁷⁾。

ここには「少壮牧師一二名」と記されているが、中田は当時神学生であり、正確には牧師11名と神学生1名である。フィリピン宗教宣撫班員として徴用された際の年齢、最終学歴、また職務を記すと以下の通りである。

相浦忠雄：41歳、アメリカ・パシフィック神学校卒、神戸東部メソ

ジスト教会牧師

千葉 勇：40 歳，北米ロッチェスター神学校卒，日本基督教団総務局主事

古田十郎：39 歳，ユニオン神学校卒，青山学院教授

向坊長英：37 歳，ボストン大学卒，青山学院教授

草間信雄：37 歳，ドルー大学卒，熱田メソジスト教会牧師

川桐新一：37 歳，フィラデルフィア・ルーテル神学校卒，日本ルーテル神学校教師

菟原丁一：35 歳，日本神学校卒，徳山日本基督教会牧師，（日基）

山田基男：33 歳，ウェストミンスター神学校卒，前富士見町教会伝道者（日基）

白戸二郎：30 歳，オーバン神学校卒，新生教会副牧師

藤田正武：28 歳，シカゴ大学卒，東京 YMCA 主事

興梠正敏：28 歳，日本神学校卒，富士見町教会副牧師後，無任所牧師（日基）

中田善秋：26 歳，日本神学校在学，神学生（日基）

年長者の相浦忠雄が班長格，千葉勇が次長格，そして神学校卒業の4か月前に徴用された中田は26歳で最年少であった。上記12名のうちの大半が北米の大学や神学校で学んだ教師であり，英語に堪能な人物が選ばれたのであろう。カナダ生まれの中田もまた英語が堪能であったという。宣撫班員の人選にあたっては「陸軍省の選抜により」と上記『教団史』は記しているが，日本基督教団の幹部たちが宣撫班員となる候補者をまず最初に選定し，そのうえで陸軍に推薦したものと思われる。

上記の引用には，班員たちが「マニラに到着後，よく教会の指導と日本語の教育に尽くし，フィリッピン人から深く敬愛された」とのみ記され，マニラ到着後の宣撫活動の詳細は書かれていない。では実際に彼ら

はどのような宣撫活動を行ったのであろうか。以下、フィリピン上陸後の宣撫班員たちの動向を概観していきたい。

<フィリピン上陸>

1941年12月22日、比島派遣軍（第14軍）の主力がルソン島リンガエン湾に上陸し、二日後の24日、宗教宣撫班も同じくリンガエン湾に上陸した。1942年1月3日、日本軍はマニラを占領し、軍政が敷かれた。日本軍によるフィリピン占領の目的は、1898年にスペインからフィリピンを割譲して以来続いていた米国統治を一掃し、「大東亜共栄圏」にフィリピンを組み込むことであった⁽⁸⁾。フィリピンはカトリック信徒が8割を超えるため、宗教宣撫もフィリピンのカトリック教会が主な対象であったが、プロテスタントは少数派であったとはいえ、アメリカの宣教師の影響のもとフィリピン社会において重要な役割を担っていた。そのため、プロテスタント宗教宣撫班の活動は、フィリピンのプロテスタント教会の教勢を把握し、大小数百を超える教派、教会を一つにまとめて合同教会を作り、アメリカの宣教師母体からフィリピンのプロテスタント教会を独立させ、日本軍に協力的な教会を形成することに向けられた⁽⁹⁾。

<誓約書問題>

1942年1月27日、「第一回新教代表者協議会」と題する会合がマニラ・ホテルで開催された。協議会には米国人宣教師やフィリピン人牧師たち教会関係者、プロテスタント宗教宣撫班員、また日本軍関係者などが出席した。相浦忠雄牧師の司会の下、比島派遣軍宗教宣撫工作部の部隊長である成澤知次陸軍中佐が今次の戦争はフィリピン人の英米の束縛からの解放および大東亜新秩序形成のための「聖戦」であると説き、世界平和の礎を築くため日本軍に協力するよう要請し、もし協力しない場

合は厳罰に処罰されることを教会員に伝えるようにという内容の演説を行った⁽¹⁰⁾。その後、日本軍への協力を誓う内容の英文誓約書が配布され、アメリカ人宣教師たちは誓約書への署名が求められた。英文誓約書は千葉勇が英訳し、次のような内容のものであった。

われわれプロテスタント宣教師および宣教関係者は、フィリピンにおいて軍政を布告した日本軍に対し喜んで協力し、以下の事項を遵守し、平和を復興維持する責務を果たすことを誓う。

- 一、われわれは信教の自由を与えられているが、軍の戦略上必要とされる場合には喜んで建物とその設備を提供する。
- 二、われわれは敵性国人を主な対象とする会合を開催しない（礼拝を含む）。
- 三、われわれは当面の間、宗教的儀式以外の会合を開かない。
- 四、われわれは教会員に対し、日本軍を信頼し、大東亜共栄圏の偉大な理想が現下実現されつつあることを理解し、この偉大な理想の達成が神の意志に沿うものであることを信じるように、導き、教える。
- 五、われわれは積極的に日本軍に協力し、日本軍がわれわれに示した寛容なる配慮に報いる⁽¹¹⁾。

相浦忠雄は上記の内容の誓約書に署名するよう促すも7名の牧師たちが署名を留保した。翌1月28日、相浦は再度署名留保者を招集し、署名を迫るもやはり5名の牧師たちが署名を拒否した。相浦は牧師としての立場と陸軍軍属としての立場の間で苦慮したのであろうが、「これ以上の言い逃れは許さない」、「〔署名を〕拒否すれば（あなた）自身やその家族、さらには宣教活動そのものが苦境におちいる」と迫ったという⁽¹²⁾。しかし4名の牧師たちが最後まで署名を拒否し、その結果、彼

らはサント・トマス収容所に連行され、45年春の米軍による解放までの三年間、収容所生活を余儀なくされたのであった⁽¹³⁾。プロテスタント宣撫班員の一人興梠正敏は「比島通信4」において「一月二十八日には既に殆ど全教派を網羅する代表者会議をマニラホテルに開催」し、彼らは「皇軍への協力を誓約したのです」と記しているが、誓約拒否という出来事があったことには一切触れていない⁽¹⁴⁾。寺田によれば、この誓約書問題は戦後も米国の教会関係者の間では長く記憶にとどめられる出来事となった⁽¹⁵⁾。

<日本基督教団本部に宛てた寄せ書きと宗教宣撫>

プロテスタント宗教宣撫班員たちは1942年2月11日（紀元節）付で教団統理者富田満と総務局長鈴木浩二に寄せ書きを送った。便箋三枚（A4判）に千葉、相浦、古田、草間、山田、藤田、白戸、興梠、そして最後に中田の順で、教団幹部の富田と鈴木に挨拶の言葉やフィリピンの現況報告などを記した。それらは『日本基督教団史資料集 第2巻』に所収されているが、最初に宗教班の次長格である千葉が次のように書き記している。「大東亜戦争の栄ある歴史の中に日元気呼吸しつつ今ここに御挨拶申上げる事を大なる恵と感謝を致します 教団創立当初の事業に、教会規則認可の事務に忙殺されて居られる事と存じ御同情申上げます 何卒御壮健で全教会のために御活動の程 御祈り申上げます 私共一同元気で当地にあり 宗教方面に活躍して居ります 当地のプロテスタントは全く米国の自由主義的な感化を受けて、個々別々に動いて居り、聯盟も名ばかりで統制、連絡等はおろか 何の調査も出来て居らず 教勢を知るにも大苦心です、然しどうしても米国の覇絆を脱しせしめて 統合させねばならぬと工作しています（以下省略）」。相浦が続けて挨拶の言葉を書き、古田、草間、山田、藤田、白戸が短く挨拶を続けている。白戸の挨拶を一例として挙げてみよう。こう記している。

「祖国の大理想実現の大東亜戦争前線に一早く参加し牧師の立場よりつくし得て、大和男子の喜び之以上のもがありません、フィリピン新教会の将来のためにも、祖国日本基督教団の健全なる成長を心より祈ります」。続けて興侶がフィリピンのプロテスタント諸教会を調査した結果について「比律賓に於ける新教徒は約三十万、全人口の二・二%位に当たります、旧教は九十%」云々、また様々な教派や合同教会について述べ「教会独立の気分も相当みられますがアメリカニズムは可成り根深いものです」と報告している。そして最後の中田の寄せ書きを全文引用したい。「当地にありて教団時報により皆様方の御労苦の程を偲び衷心より感謝致して居ります。東亜に在りて重責を荷負ふ祖国のために、主の御体の愈々栄んことを祈ります。私共こちらに参つて居ります者も皆様の御祈祷により支へられ健やかに精励致して居ります。一言御挨拶申上げます 中田善秋」⁽¹⁶⁾。

宗教班員たちが教団本部に書き送った寄せ書きには創立認可まもない日本基督教団の教師として、また教団に属する者として大東亜戦争遂行の一翼を担わんとする思いがよく表れている。プロテスタント宗教宣撫班は合同教会たる日本基督教団を範に、外国ミッションから独立したフィリピン諸教会の連盟結成、さらには完全合同教会の実現をフィリピン諸教会に促すため、土肥の言葉を用いれば、「フィリピン諸教派と積極的に交流し、ラジオ放送、パンフレット配布、日本語教育に従事した」のであった。土肥は彼らの宣撫工作の基本的姿勢が表れているものとして宣撫班員たちがフィリピンのキリスト者に向けて作成した「基督教徒にとつての驚異」と題する英文の宣伝ビラの日本語訳を資料として紹介している⁽¹⁷⁾。以下やや長くなるが、宣撫班員の陸軍における役割が如実に示されているためその一部を引用したい。

日本軍が基督教に対して如何に深き同情と善き理解を有しているか諸氏

は想像し得なかつたらう。軍に宗教部あり。然も軍自身の為に非ずして、比律賓の基督教徒の為にあり。

大東亜共栄圏は日本軍の目的とする所にして、全種族即ち諸士比律賓人も我等日本人も実に基督の精神なる互惠の精神を以て相互に与へ取り助け愛しつつ生活するのである。(略) 諸士は自身の基督教会を比律賓人の指導の下に建設すべきである。比律賓は「光栄ある独立」の道徳的支柱を必要とする。而して諸士基督教徒はその役割を自ら取るべき運命を有する。日本軍を信頼せよ。来りて、親善と愛とを以て比律賓にある宗教部を通して軍と協力せよ。

軍は親日比律賓人と戦ふものにあらず、比律賓基督教徒と手を握って平和の回復を熱心に求めるものである。来れ、我等共に手と手を取り合つて、他の基督教徒に模範を示さうではないか。軍の寛容を受け入れずして抗日的態度を持続し自らに不幸なる結果を及ぼす如き事を決してするな⁽¹⁸⁾。

このようにプロテスタント宗教宣撫班は「大東亜共栄圏」の理想目的をフィリピンのキリスト者に説き、日本軍に協力するよう宣撫工作を行ったのであった。しかしながら、寺田が指摘するように、そもそもフィリピンは1946年の時点で米国から独立することが約束されており、1935年以降フィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が樹立されていたゆえに、欧米からの植民地主義の解放や大東亜共演圏を謳う宗教宣撫は魅力ある宣伝とはならず、逆に日本占領はフィリピンの独立を妨げるものとして反日感情を高めることともなったのである⁽¹⁹⁾。

<合同教会の結成>

フィリピンのプロテスタント諸教会の間では戦前から教会合同の試みがなされていたが、全教派を包括する合同教会は存在していなかった。先に宗教宣撫班員たちが教団幹部に宛てた寄せ書きを引用したが、そこ

で千葉勇は「どうしても米国の覇権を脱しせしめて〔フィリピンのプロテスタント諸教会を〕統合させねばならぬと工作しています」と記していたように、彼らの宣撫工作が一因となり、1942年10月10日と11日の二日間にわたって、13教派による「フィリピン福音主義教会連盟」(the Federation of Evangelical Churches in the Philippines)の創立総会が開かれ、連盟が結成された。連盟議長にはマニラ合同教会牧師エンリケ・C・ソブレペニャ(Enrique C. Sobrepena)が就任した。ソブレペニャは戦前期から教会合同推進派の一人であり、マニラのプロテスタント教会を代表するフィリピン人牧師であった⁽²⁰⁾。ソブレペニャをはじめとする戦前期からの教会合同推進派の人々は日本軍の宗教宣撫班を含む組織的な外圧を契機とする教会連盟の結成であってもこれを歓迎したが、このような形での合同教会の結成に不満を抱き反対した人々もいた。

この「フィリピン福音主義教会連盟」を母体として1943年4月下旬に設立されたのが連盟よりもさらに広範囲の教派、教会を合同した「フィリピン福音主義教会」(The Evangelical Church of the Philippines)であった。1943年4月28日から30日にかけて、設立総会がマニラで開催され、124名の代表が参加した⁽²¹⁾。この新たな合同教会の総監督に就いたのが連盟議長を担ってきたソブレペニャであった。後述のように、1942年12月に片桐と中田を除くプロテスタント宗教宣撫班員たちは日本に帰国していたため、1943年4月の教会合同に宣撫班員たちは直接には関わっていない。しかし、「フィリピン福音主義連盟」を母体として「フィリピン福音主義教会」が設立されたのであるから、彼らの宣撫工作が合同教会設立の一要因となったことは確かであろう。このようにして設立したフィリピンの新たな合同教会であるが、1945年2月3日に米軍がマニラを再占領し、その後日本軍による占領支配が終わりを見せると、占領下において日本に協力したフィリピン人が対日協力者とし

て裁判で利敵行為を問われるようになり、ソブレペニャ牧師もその一人となった⁽²²⁾。

<宗教宣撫班員の帰国>

時期が前後するが、1942年12月7日、プロテスタント宗教宣撫班員12名のうち、川桐新一と中田善秋を除く10名がマニラを離れ、台湾経由で12月23日に帰国した。1943(昭和18年)1月1日付の『日本基督教新報』は「南方に活躍中の宗教班帰る」と題して次のように報じた。

今春来南方に於ける宗教工作のため、軍報道部宗教班宗教科班長として活躍せられた相浦忠雄氏及び古田十郎、草間信雄、山田基男、白戸次郎、藤田正武の諸氏、同副班長として軍政部宗教宣撫工作部に活躍の千葉勇氏、及び興柁正敏氏、パキオ軍政部支部勤務員として向坊長英、菟原丁一の両氏合計十名が去る十二月二十三日東京に帰った。一行のうち相浦、千葉、藤田の三氏は主に外人宣教師の取扱に関して、古田、山田、白戸の三氏は各地巡回して地方宣撫に當られ、古田、草間の両氏は現地人の日本語教育に奉仕されたが、右の他にも草間氏はフィリピン牧師の個人相談に、山田氏は華僑に、白戸氏は教会関係の調査に、藤田氏は各種の交渉や放送、基督教男女青年会に、興柁氏は記録調査、統計を分担大いに活躍された。目下中田善秋氏現地において活躍中である⁽²³⁾。

ここに報じられている通り、中田はマニラに残り、教会関係機関紙の編集などに従事した。寺田はこう論じている。「中田は四三年一月以後四四年夏ごろまではマニラ合同教会(United Church of Manila)に宗教班の事務所をかまえ、フィリピン側の聖職者に対する通行証など各種の証明書の発行事務を受け持ち、またフィリピンのプロテスタント向けの雑誌『ひかり』(Liwana)やカトリック向けの『みちしるべ』(Tagapagturo)の編集、印刷を担当した」⁽²⁴⁾。寺田によれば、この印

刷費用は日本軍が負担したという。それは日本軍にとってそれらの雑誌が宗教宣撫に好都合だったからであろうが、中田はこのことにより他の宣撫班員たちが帰国後も日本軍の宣撫工作に直接的であれ間接的であれ引き続き関わり続けた。なぜ中田がフィリピンに留まったのかその事情については明らかではないが、フィリピンに留まったことで後述の「サンパブロ」事件に関わることになるのであった。

以上、フィリピンにおけるプロテスタント宗教宣撫班員について概観してきたが、彼らが宣撫活動を行ったフィリピン占領の一年目である1942年のマニラは比較的平穏であったという。しかしながら、宣撫班員たちが帰国した後、つまり1943年になるとフィリピン各地で反日ゲリラ活動が活発化していった⁽²⁵⁾。1944年夏以降、日本軍にとって戦局は極度に悪化し、1945年2月3日には米軍がマニラを再占領。2月5日から23日のいわゆる「マニラ戦」では日本軍により一般市民の多くが虐殺された。フィリピン各地で「抗日ゲリラ討伐」を名目とする住民虐殺がなされたが、その一つが「サンパブロ事件」であった。

3. 中田善秋と「サンパブロ事件」

「サンパブロ事件」とは1945年2月24日、ラグナ湖南岸のラグナ州サンパブロ市においてサンパブロの教会に集められた中国人住民約600人と「ゲリラ」と見なされたフィリピン人住民約70人が日本陸軍藤兵団によって虐殺された事件である。藤兵団に配属された軍属の中田は住民虐殺の命令があることを上官より知り、現地住民を出来る限り助けようと動いたのであったが、この現地住民殺害事件に関わったとして、マニラの米軍軍事法廷で裁かれ、1946年5月11日に重労働30年の刑を宣告された⁽²⁶⁾。1945年7月5日、マッカーサーはフィリピン全土の解放を宣言し、以後10月初旬から47年4月中旬まで200名以上の被告

が米軍マニラ法廷で裁かれたが⁽²⁷⁾、中田もその一人となった。

フィリピンにおける戦犯裁判と言えば、山下裁判が有名である。12月8日、マニラ軍事法廷において比島方面軍司令官山下^{ともゆき}奉文大將に死刑判決が下され、1946年2月23日未明、フィリピン・ルソン島南部ロスバニオスにおいて山下の死刑が執行された。この時、山下の死刑執行に立ち会ったのが私の祖父片山弘二であった⁽²⁷⁾。クリスチャンであったがゆえに教誨師の役割を強いられ、山下以外にも、陸軍中将洪^{こうしよく}思翊の絞首刑執行にも立ち会っている。片山はラグナ湖畔の捕虜収容所において中田善秋と出会い、「ラグナ信友会」と名付けられたキリスト者のグループにおいて親交を持った。以下に紹介する中田が公判中に記した手記に片山の名前があるのもそうした事情による。下記の手記は当時フィリピン派遣軍報道部宣伝課長であった人見潤介氏（元大尉）より提供いただいたものである⁽²⁹⁾。以下、手記における〔 〕は筆者が補ったものであり、また明らかな誤字には訂正を加えるが、基本的には資料としてそのまま全文載せ、その後、若干の解説を加えることにしたい。

<中田善秋の手記 1946年4月23日、26日、27日、5月3日、5月11日付>

其の一

松本様皆様主に在りてお元気のこと々想ひます。主の栄えのあらはれんことを祈ってゐます。私事此方に来て以来達者にてすごしております。到着した翌日例の紙片をつき渡されそれには日付けまで出て来ております。成る程全く予想しない事までぶっかぶされるものかなとおどろいてゐます。目下準備のため忙しい毎日をすごしております。石川通訳さんのお世話になってゐます。全くほどこすすべなき容です。自由の身ならあちこちとか

けずりまはして手をほどこせますがカゴの鳥の身分、残されてゐる唯一の途は「主知りてゐたまふ」との信仰に於ける絶へざる祈りの外なきをおぼえます。ロマ書、コリント書、コロサイ書等を通読し限りなきはげましをえてゐます。「公判廷に一度呼び出されたら最後ですね」と同労の友の悲痛な絶望的なさげびを耳にします。本当に左様であらうかと自らもうたがふのですが事態は事実急迫せるものあって「のっぴきならぬ」と言ふ感じをつよくされます。只ひたすら祈ってゐます。御旨の成りますやうにと、私自身として何らおぼえなき事、然しこれを第三者がどの様に解るかは“up to them”〔彼ら次第〕であります。

主は知ってゐたまふとの信頼と主は良きに導き給ふとの確信にみちてゐます。私は然し限りある人間の判断と決断のイケニエに成るかも知れない。その時私は「主よ自由にならしめ給へ」と祈りますが主の恩寵と言ふものが私の身の自由そのものにもみあるのではないのだと考えてゐます。大きな運命的な打撃に打あたることそれ自体私が刑をうける事の中にも主のめぐみのあることを信ずる積りでゐます。兎に角大きな試練であることは確かであります。いささかなりとも、キリストや使徒達がこの世的に法と群衆の慣習の只中に於て味ひし孤独を味ひ人間の有限さと、みにくさの中に戦ひしたかひを自ら経験出来る事を感謝してゐます。“Passion”〔受難〕は又私のものであります。そしてたとへ最悪の事柄がおこらうとも一昨日のEasterの秘義が私に限りなき勇気と希みと平安とをもたらすものであることを発見しました。私は私を責むる者のためすなはち証人たちのためjustice〔正義、公正〕の名に於て立つ所の人たちのため又prosecutor〔検察官〕のため心から祈ることを教へられてゐます。人間の深刻なおそれとなやみはそこ知れないものがあります。私の味ってゐる今日の生活はまだまだそこまでは行ってゐないことを感じます。宣告をうけたもののポウツと血がのぼって来てゐる面をみつめて何かしらつかみえないものを味ってゐる事を感じます。此処マニラでは話す事は許されません。聖書を読む人の多き

事よ！然し彼らにはピリポなしであります。ここに毎日曜日従軍牧師が来ますが、本当に彼らが求めてゐる福音には遠い基督教的な話をしてかへります。「福音をのべつたへざればわざわいなるかな」の声がしきりとします。只主の御栄の現はれんことを祈る外なしであります。私のためにどうぞお祈り下さい。何時その日がはじまるか判りません。はげしい信仰と寛容をもたしめられん事を祈ります。「キリストは知恵と知識の宝隠れあり」(コロサイ2：3)。皆様のためにも祈つてゐます。一日の労苦は一日にて足れり。毎日の基督者の生活を勝取って行くのが精一杯です。未来に於て何う云ふ型の生活と環境が生れるか。何うあってほしいとか、最早労苦しません。何んなことがおきてても変らざる態度キリスト者の信仰に於て一切の種々様々な生活と環境とおほらかにうけてゆく覚悟です。自らの信仰足らざりしをおぼえます。又キリストの全きまことに遠き者なることをつくづく教へられてゐます。信友会の皆様に何とぞよろしくおつたへ下さい。山添兄も元気です。顔を見ても話せません。祈りに於て相通じております。人見さんに何とぞよろしく、報道部の名に於て最後まで誠実をもてがんばりしことまた私個人の基督教的信仰に於て御奉公せしことを強く信じて法廷に立ちたいと思つてゐますことをおつたへ下さい。ではこれにて失礼します。村山兄がそちらへかへられるさうですから詳しい様々な事情をおきき下さい。基督者としてなすべきこと祈るべきことの多々ある事を教へられませう。片山君、ミリケン先生に何とぞよろしく。飢へかはける者への御言の傳道に愈々拍車をかけて頂けます様祈つてゐます。昨日も一人宣告をうけてそちらへ行きました。「聖書をおもちですか」とききましたら「もつてゐません—聖書はなくても心で祈りますから—」とすてぶみの態度で言つてゐました。然し彼の言葉の内に神なしには在りえないことを示すものがあります。「あちらに行ったら片山君にもらつて下さい」と申しておきました。彼は弱々しく「はいさうませう」とそれ以上に反対しませんでした。彼は自ら犯した事を見とめてゐます。一種の平和な気持と覚悟にみちてゐ

ました。此処に今幾人かの方が落ち着きなく毎日をすごしてゐます。どうか「主の力」を信じて皆様祈ってあげて下さい。では又便りがありましたら書きます。お大切に。

1946年4月23日 中田善秋

其の二

御名に於てお憶へ頂き御加禱をたまはつてゐますこと感謝にたへません。本日御芳書頂きました元気づけられました（4月24日付）。こちらも毎日の様に暑気はげしく焦る様な日デリの中にも凡ての者の魂は暗い雲におほはれており苦闘を打つづけております。自らは主にある者の平和を賜はり限りなく感謝感謝であります。立ちては破れるの今日の法廷は只々絶望の対象でしかありません。そこに大いなる御摂理があるのでせう。然し今度こそは勝ってみせるぞと弁護士は張切つて何時も出発してゐます。だから被告は幸福です。私の方も愈々本格的になりつつあります。今朝は三人も米さん〔米兵のことと思われる〕が来て下さり色々ときいてかへりました。午後も又来るさうです。むつかしいのは有利なるべき支那人が有利な告白をしないことです。私は彼の心の打ひろがれんことを祈つてゐます。何うぞその人のためにも祈つて下さい。彼は日本人が彼に対して犯した罪に於て私をもにくんでゐます。私が彼の生命を助けてゐると言ふことを私の生命の危機に直面してゐるとき彼はそれをみとめないでござうとするのです。人間は多くの場合てつていしたエゴイストになり得るものであります。確に先は暗い人間的には全く絶望であります。然し詩の27をよむ度毎にはげしい神のたしかさにふれる事が出来ます。ゆたかなる神の恩寵によって日々の波をたたかひぬけえます事は喜びです。大きな試みの中最悪の事情の中にあり神に於て最善をつくして頑張りたく思つております。人生に於て斯うした劇場があるとは夢考えませんでした。息づまるやうな場面です。

肺病にかかり絶望したこともあり、様々な危機を経験し又砲弾のあめあられの中で生きて来ました。然し人間の偽りにと虚しきことばに依って斯くも苦しむことははじめてであり、じはりじはりとははたでしめられる様な思ひです。人間の罪性の深きかな、私はこの経験をおそろしく思ひますと同時に感謝しております。御言なしには人は全く救はれぬものであると言ふことを深く感じます。ダビデのうた（詩 27）をとなへつつ深い信頼を主に於て一步一步と勝取って行きます。「カルビン」が神の御旨なら自分は地獄へでも行くといふ気持でゐます。何うぞ皆様の主にある歩みの堅うせられん事を祈ってゐます。今日といふ日こそ全く救ひの日なることを覚へられ救ひを完うせられます様祈ります。では又折をえまして。4月26日 松本様 中田善秋

其の三

松本様、本日もお暑い一日が打続きました。皆様もそちらで暑さのためにあえいでられる事と思つてゐます。ほこりもおひどい事でせう。幸ひここは海の近くでごみは余りたちません。外的に話が出来ないといふことと、更に決定的な運命のしのびよりの気味悪さの外恵まれてゐます。水も豊、食料悪くはなく、口かずの少ない証人連中であるならばケッコウやってゆけます。煙草の配給も4日に一度デュークがあります。今日は日曜礼拝ではありませんが牧師が来て、聖書の講義をしておりました。通訳をおほせつかつてゐます。何にしても心の奥まで手のとどかぬ物足りなさ、日本人には日本人の御言の役者が選はれねばなりません。米人の多くの内に日本のきらひな人が数知れずあります。彼らは感覚的な又単なる智的な愛に生きてゐるからです。彼らが神の愛に生きる事が出来るやうに祈りませう。裁判の方はまだ始まりません。弁護士も一生懸命になってゐます。彼らに本当に支へられます様に祈つてゐます。又偽りの証言をする者の魂に光り

の来る様にとも祈ってゐる。チャプリンも今日一緒にお話してゐました折支那人の正しい告白のために一緒に祈りませうと言ってゐました。一周り事なくすぎ明日から又何がおこるか神が一切知つてゐたまふ。私は余り取越し苦勞せないでゐます。祈り、ひたすら祈りを続けてゐます。聖言の内におかれますことを本当に感謝です。人間は具体的な危機に直面する事によって本当に大切な反省と光とを見出すものです。一寸の時間がありましたので一筆。会の皆様にくれぐれもよろしく。御加禱を心強く感じております。 4月27日 中田善秋

其の四

松本様、詩の27及109を精読し詩人の魂にふれつつ大きな空ろさに打あたってゐます。昨日から公判廷に立つ身になり、自分の目の前に事実と共に偽りを交へて語る証人を迎へ人間の持つ深い罪性に驚きを感じてゐます。彼らは知つてゐる、私がさうでなかつた事を。然し何かしらおそろしい力が彼らをうごかしてゐます。或は中には誤つてゐる然らざることを然ると今日まで信じてきて語つてゐるのであります。そして私の生命否私の「人格」を無きものにせんとしてゐるのであります。私には彼等の気持ちがよく判ります。「日本人」が此の地に於て犯した大きな罪は今凡ての日本人に問はれてゐるわけであります。私は日本軍の占領当時どんなに日本人の為に祈つたことか。戦争そのもののうちに倫理性を保たざる限りは戦争に勝てないと信じてゐました。敵前上陸早々宗教宣撫にたずさはつてゐた私の思はそこにありました。日本人の人格全体が正しく働かぬ限りは駄目だと信じてゐました。事件の当時どんなに私はそのことに反対したか、且又たたかつたか、そしてあの日教会に出たとき自分も一味だと皆に見られることをどんなにおそれたか。そしてあの夕私は不幸な事件のことを身に痛くおぼへて神の前にぬかづいて祈つたことか。これは神のみ知り且又私を主に於て

知る友のみが信じて下さることでもあります。私にはあの最悪の状況の中で、どんな善意をもって戦ったか、私は私の capacity〔能力〕の中に於てとことんまでのことをやりました。然し私の capacity は許されたるものであり、私の capacity を悲しいかな極度に制限してしまつてゐたのであります。(法廷の休みに)

さて午後の法廷は、相当に雲行き悪く重々しい感じにつつまれてしまいました。

監督ソブレペニャ (Bishop Eurizue Sobrepena) に書簡を送り証人の探究に協力を願つた所非常に～reluctant〔気乗りしない様〕であつたさうです。というのも、彼はコラポレーター〔対日協力者〕として審理をうけて無罪になっております。未だに彼の敵が何か事がないかとねらつてゐる次第。こうした状況の只中に有利な証人に勇氣と眞実をもって頂くは本当に至難な事であります。今日まで私の為に不利な証言をする人々も良心にしばられず今日の社会情勢によって荒らされうはごとをしやべつてゐます。然しその言葉の合間合間に彼等が本当に知つてゐることを、あやまりかしら洩らしてゐます。たとへば He is some to good like a priest but…と不利な語を附加する、又 Mr. Nakada was the most influential Japanese in Sanpablo, but he was fearel and boted と客観と主観を交へ判事に訴へております。夜の美しい星空をながめてはセンチメンタルなエクスタシーに入る。法廷から帰つてきて一杯の水で渴きを潤す時の快よさ、白いたきたての飯のうまさ、その対象は物であり自然であります、しかし狂ふ人間の間から抜け出てきて後舐めたり、味はったりするとき、それがどんなに親しいもの、どんなに私の愛情をよび起こすものであるかを深く感じさせられます。然しこの大きな地球の中の小さい出来事、私はこれに占領されてはならぬと思つてゐます。海はたしかに絶望的に荒れてゐます。舟は全く木の葉の様です。然し誰が共に乗つてゐるか？カヤパ王の前にたちし人の子はどこにたつてゐるか。正義と良心の敗たいの只中に論理の大いなる

分裂の中に立ってゐたまふのであります。私の目の前に又行先にどんな事象が展開して来やうともその良悪は、私の氣をとらへるべきものではない。そこには「変らざる神の言のおごそかな存続」をとらへるのであります。昨日も、今日も、明日も、変ざる方は聖徒の全き敗北の只中に全く人間には理解しにくい勝利を産みだしてゐたまひます。とらはれの身、自由なく充分に眞実な証人の探究にほつとう出来ない。残れる道は只主を信じ、主に訴るのみ。祖国の負ひ目を今おひ透徹せる魂をもて一步一步主に於て歩んで行きます。皆様によろしく。5月3日 中田善秋

其の五

松本さんお達者ですか。毎日のやうに熱暑が相つづくので大変でせう。人見さんから色々そちらのお話をうかがう事が出来てうれしく存じました。公判廷は昨日午後私の自己弁護の後弁論、論告に入りました。無罪が主張せられ、死刑が求刑されました。グリーヤ大尉の熱心な弁論にはすっかり打たれ泣かされました。久ぶりに男泣きをしました。米人の中の一人でも私の罪なきを信じて頂ける事はなぐさめです。詳しい公判の内容は機会がありましたら私のために通訳をやって下さった石川さんにきいて下さい。本日午後(午前の誤り)11時判決があります。検察官ハドソン中尉も非常に同情的態度をもって終始頑張つてゐました。皆様方やこちらのチャブレン、ウイレヤの御加禱は聞き入れられ私のための証人をロケートする〔探しあてる〕ことが出来ました。合計21名内日本人が三名(上原少佐、人見大尉、浜本通訳)、支那人が三名、後は比島人であります。土人をこんなに多く証人に用ひる事が出来たのは裁判以来私が始めて下さうです。27篇にうたはれてゐますやうに偽証人は破れてゐます。御言の通りであります。私の恩寵、弁護人側の御奮戦只感謝あるのみであります。私自身の澄み切った魂は今や何でもうける状態になってゐます。自らの無罪性は私自身よく

知ってゐます。然し特殊な条件の中に生きてゐる判事達が如何に判断するか私の如何ともしがたい点であります。2日続けてミリケンチャブレン、3日続けて新しいルパオのチャブリンも私の公判の傍聴にきてゐました。只我が上に神の旨のあらはれん事を祈つてゐます。私は又今日から新しい運命の路をたどつてゆく事と思ひます。信友会のすこやかな発展のために祈つてゐます。私はキリストの名に於てはげしく論及されました。若しキリストがその時にゐたら、もっと異つたことをしてゐるだろうと、私はキリストにそむけるものとして槍玉にあがつてゐます。私は「軍属」といふ制約された現実の中にあつて、能ふ丈の事をやつてゐます。今日サンバブロの町に1万4千いゝらの住民が生きて歸つてゐるといふことは何を意味するか一人でも私のために今日法廷に立ち得るものがあるといふことは何を意味するのか私はそのことを想ひ、力足らずもなせし努力の表はれてゐることを思ひおこして感謝してゐます。私のたたかひは逆にはしてゐました。只その解決の故に呪はれ、さばかれてゐるのであります。然し日本人の誰かがその代価を沸はねばならぬ。私は喜んですみます。何とぞ皆様によろしく祈つてゐます。お大切に。

昭和二十一年五月十一日 判決をまちつつ。 中田善秋

以上の手記は中田が公判中に松本勝司という人物に書き送つたものである。ラグナ湖畔にあつた捕虜収容所の中で中田善秋を中心として「ラグナ信友会」というキリスト者の会が開かれるようになり、その会長が元古川拓殖ダバオ支店長の松本であり、書記が人見潤介氏であつた。

4月23日付の手記「其の一」において、中田は自身が公判の場に立つことを予想だにしていなかつたことと身の潔白の思いを吐露し、神への信頼を書き記している。4月26日付の手記「其の二」には、絶望を感じる法廷にも神の摂理があると信じつつも、住民殺害の目的で教会に集められた人々の中から知人中国人数名を救出した事実を正しく証言せ

ずに偽証する現地住民の知人に対して憤りの思いを記している。中田はそこに人間の罪深さを見、この経験を恐ろしく思うと同時に感謝しているとも書いている。4月27日付の手記「其の三」には証言者が偽証することのないよう祈り続けていることが記され、5月3日付の「其の四」では、偽証する者を前にして、フィリピン上陸後の宗教宣撫活動からサンパブロ事件に至るまでを振り返り、日本人がフィリピンの地で犯した「大きな罪」が今すべての日本人に問われていると記すが、これは自分の罪の悔い改めというよりも、自分のみが罪に問われていることに対する不満の思いが滲み出ているように受け取れる。また証言者を探し求めるために先述したフィリピン福音主義教会のソブレベニャに協力を要請するも不承不承であることが記されている。ソブレベニャは対日協力者として起訴され、最終的には無罪となっていたが、中田に協力することは控えざるを得ない状況にあった。5月11日付の最後の手記には、弁護側からの無罪主張に対して死刑の求刑がなされたこと、自分が無罪であることを自分自身がよく知っていること、しかし日本人がこの地で犯した罪の代価を日本人の誰か償わなければならないゆえ自分がそれを引き受ける覚悟であることが記されている。この手記を記した5月11日の判決日、中田に重労働30年が言い渡された。

4 BC級戦犯としてのスガモプリズンにおける戦争罪責考

戦犯となった中田は後にフィリピンからスガモプリズンに移送され、スガモにおいても「信友会」というキリスト者のグループを作り、『信友』と題する新聞を発行していた。その内容は聖書講解、日本のキリスト教界の動向、講和問題や再軍備問題など多彩であった。当時、スガモに収容されていた中田を含む戦犯たちは自分たちの境遇を深く見つめ直し、「再軍備反対、平和を守ろう」との訴えをあらゆる機会を用いて行っ

ていた。1952年『福音と世界』9月号に掲載された「戦犯の問題」と題する中田の書簡はまさにそのような訴えの典型と言える。編集部による「まえがき」にはこう記されている。「ここに掲載するのは、現在巢鴨刑務所に入所中の中田善秋氏から送られた書簡である。中田氏は、昭和十六年、日本神学校在学中、軍属として徴用され、比島において陸軍報道部宗教班に勤務。終戦とともに抑留され、昭和二十一年五月、サン・パヴロ事件に関連して、三十年の刑を申しわたされ、今日に至っている」。中田はこの書簡の中で戦争責任は戦犯者のみが処刑され、投獄されることによって済む問題ではなく、中田の眼には戦犯裁判自体が正しい裁きを行うというよりも被告をいかに有罪とするかということに多くの努力が支払われていたように映り、戦争犯罪制度を「法の墮落」であったと強く批判している。世間からは「審かるべくして審かれた戦犯者」という烙印を押され、教会もまた世相に同調的であることに次のような思いを吐露している。「愛に枯渇した現代の世相を見て憂いを深くせしめられます。愛しかつ赦すことを忘れたかのごとき世界とそれに諸教会。対立と遮断のみを唯一の使命とし、それが真理への忠誠であるかのごとくに振舞っている世界と諸教会。私どもは、十字架において示された神の愛を知るためにもつと具体的にどん底に落ちねばならないのでしょうか。教会に委ねられた主の十字架と復活の證示で十分なはずです」⁽³⁰⁾。教会に対するこのような批判の背景には組織としての教会の戦争責任の問題を戦後真摯に問うことなく、戦犯という個にその問題を還元しているように思えてならなかったということがあったのではないだろうか。『福音と世界』に掲載された手記「戦犯の問題」をいつ頃中田が記したのかは分からないが、時を大体同じくする1952年6月11日、広島で被爆した「原爆乙女」がスガモプリズンを慰問した際に中田は「愛の回復—病める友へ」と題する手記を書いている。以下、やや長くなるがその手記の一部を引用したい。

A 級戦犯の賀屋さんが私共一同を代表して挨拶なさったとき、乙女達に対する謝罪の言葉が真心をこめて述べられました。更に彼は、私達 B.C 級の戦犯は彼女達と同様に戦争のまきぞえであり、戦争に対して責任のないものであると、かばつて下さったのです。それは私達にとって思い遣り深いお言葉でした。けれども、チャペルでこの言葉が静かに語られているのを聴き乍ら、私は独りでこう考えておりました。「果たして私達に責任がないだろうか？あのときは、何も知らなかつたとは云え、戦争に参加したのではないか？今日若しこの国が再び戦争に突入するような事があつたら、私は再び貴女方のような犠牲者を創らぬように決意するに違いない。それなのに、あの時はその決意をはたしえなかつたどころか、自ら飛び込んでしまつたのだ。それでも私に罪がないと言ひおおせるだろうか—と。」

更に吾々は乙女等の一人の口から、私達は何をも、そして誰をも、怨まない、と云う言葉を聞かされたのです。この言葉を戦犯者の其処にいた一人々々は何う感じたか判りません。この七年間巢鴨のチャペルは毎週何回となく囚人を吸込んで吐出しています。然しこの日ほど、人の子の涙で潤つた事はいまだかつて、なかつたのです。其処には苦悩する者でなければ実感されない共感が起こつていました。凡ゆる鉄鎖と観念の遮断を超えた不思議な和解が顕現していました。

私達戦犯者にとって更に重大だつた事は、私達が参加していた戦争が如何に惨酷なものであつたかを終戦後七年の今日更に切実に感ぜしめられたこと、そして、あの頃、まことにいたいけない少女達だつた者までも斯くも惨めに傷つけて行く戦争そのものは、将来如何なる意味に於ても、防がねばならない—それが又私達戦犯者の今後の真の使命であると深刻に考えしめた事でした。

そう、E 子さんも戦時中、女学校の勤勞奉仕隊に参加していて病魔に倒れ今日に至つていたのでしたね。あなたもまた明らかに戦争の犠牲者に相違ありません。戦争は思わぬ深い所まで禍をおよぼしています。

この傷跡が癒されるためには、人間の真実な悔改めに依る「愛の回復」に私共が頼る外はありません。其処から真実な社会正義も又生れて来るでしょう。悔改めと云えば、私は現在日本人として南方の人々に赦されんことを心から願っています。又他方に於て私達を不当に審いた人々をも心から赦さねばならないと思っています。

そして人の声明を助け、善をなして然も審かれるような、又何もしないで然も醜く傷つけられる様な、矛盾した世界が少しでも早く改善されるよう祈っています。⁽³¹⁾

ここに引用した手記には自己の戦争責任に関する悔い改めの思いが率直に記されている。自己の裁判を含め BC 級裁判が不当な裁きであったという思いを抱きつつも、「不当に審いた人々」への赦しの言葉を述べ、「南方の人々」に対しては赦しを請うている。スガモにおける中田の手記には、戦争犯罪裁判によって問われる正義と赦しそして和解の問題が様々に表れているが、それは『信友』など他の「中田資料」の分析によってさらに明らかになろう。本稿において赦しと和解について考察する紙数は残されていないが、キリスト教の戦争責任の問題を問う際に、中田の事例など具体的な事例に即しつつ、正義と赦しと和解に関する神学的考察を行うことが求められていよう⁽³²⁾。

おわりに

カール・ヤスパースは『戦争の罪を問う』(*Die Schuldfrage*)において戦争罪責の問題に関して「刑法上の罪」、「政治上の罪」、「道徳上の罪」そして「形而上的な罪」の4つの罪概念を区別した。BC 級戦犯とされた中田の事例に見られるように、自己の「刑法上の罪」を認めることができない場合があるとしても、中田は「道徳上の罪」や「形而上的な罪」

を深く自覚していた。神学生時代に宗教宣撫班員として徴用された中田は戦後に巣鴨刑務所から釈放された後に牧師となることはなく、幼稚園などで英語を教える教師となった。戦犯として何年も収容されていたため牧師となることは実際に難しかったのか、あるいは、戦争経験と戦犯としての経験を経ることで牧師への思いはもはやなくなっていたのか定かではない。「刑法上の罪」と「道徳上の罪」の狭間にあってキリスト教会の戦争責任を問うた中田のような一信徒の戦争体験から当時の日本のキリスト教会の戦争への関わりに光を当て直す時、今まであまり知られてこなかったキリスト教会の戦争責任の問題の新たな諸相が見えてくるのではないだろうか。戦争の記憶と経験を神学的に考察することは戦後世代の平和の神学の最も重要な課題の一つであると言っても決して過言ではないだろう。

注

- (1) 拙稿「『大東亜戦争』下の日本基督教団と天皇制—教団機関紙に見る「日本基督教」樹立の問題」吉駒明子・伊藤彌彦・石井摩耶子共編『現人神から大衆天皇制へ—昭和の国体とキリスト教』刀水書房, 2017年。
- (2) 内海愛子『スガモブリズン—戦犯たちの平和運動』吉川弘文館, 2004年, 165-166頁。
- (3) 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室『日本基督教団史資料集 第2巻』日本基督教団出版局, 1998年, 293頁。
- (4) 寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」池端雪浦(編)『日本占領下のフィリピン』岩波書店, 1996年。
- (5) 寺田勇文「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会—日本の対比宗教政策との関連で」土肥昭夫教授退職記念論文集編集委員会『キリスト教と歴史』新教出版社, 1997年所収。
- (6) 寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」278-279頁。

- (7) 日本基督教団史編纂委員会『日本基督教団史』1967年, 122頁。
- (8) 寺田「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会」238頁。
- (9) 同上, 245頁。
- (10) 同上, 248-249頁。
- (11) 同上, 249-250頁。
- (12) 同上, 251-253頁。
- (13) 同上, 252-253頁。
- (14) 興梠正敏「比島通信4」『福音新報』第2403号, 昭和17年5月14日付。
- (15) 寺田「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会」253頁。
- (16) 『日本基督教団史資料集 第2巻』294-297頁。
- (17) 同上, 293-294, 297-298頁。
- (18) 「南方便り」『教団時報』1942年5月15日付。
- (19) 寺田「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会」237-238頁。
- (20) 同上, 256-257頁。
- (21) 同上, 257頁。
- (22) 同上, 260-261頁。
- (23) 「南方に活躍中の宗教班帰る」『日本基督教新報』第2432号, 昭和18年1月1日付。また『日本基督教団史』(1967年)には「比島宗教宣撫班の帰国 戦争直前, 宗教宣撫班として, フィリピンに派遣されていた一行一〇名は, 教会指導, 日本語教育, その他の仕事を終えて, 十二月下旬無事帰国した。一行中の中田善秋, 川桐新一は, なおしばらく残留することとなった」(146頁)と記述されているのみで, 詳しくは紹介されていない。
- (24) 寺田, 上掲書, 245-246頁。
- (25) 寺田「宗教宣撫政策とキリスト教」279頁。
- (26) サンパブロ事件の経緯に関して中田自身がガスマブリーズンに留置されている時に詳細に書き記したものが, 後に巢鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相 上巻』不二出版, 1981年に所収されている。

- (27) 永井均『フィリピン BC 級戦犯裁判』講談社、2013年、5頁。
- (28) 片山弘二「山下奉文の処刑に立ち会って」『中央公論』1978年8月号。
- (29) 私の祖父片山は投降後、捕虜収容所（「第4コンパウンド」）に収容され、後にクリスチャンであったがゆえにジェラルド・ミルケンという従軍牧師に命じられ米軍将兵のためのチャペル及び収容されている日本人への伝道の手伝いをするようになったが、そこでキリスト教信仰へと導かれたのが人見潤介氏であった。2007年に私は祖父と山川暁氏（ノンフィクション作家）と共に京都在住の当時91歳の人見氏（インマヌエル京都伏見教会会員）を訪れ、インタビューを行った。中田善秋の裁判の話などを聞き、後日、山川氏を通して入手することになったのが、ここに掲載する人見氏提供の中田の手記である。
- (30) 中田善秋「戦犯の問題について」『福音と世界』9月号、1952年、55頁。
- (31) 中田善秋「愛の回復―病める友へ」『原爆乙女巣鴨来訪記念文集 不死鳥の子―ノーモア ヒロシマズ ノーモア スガモズ』。
- (32) この点に関しては例えば、拙稿「南原繁と平和思想―戦後和解と戦争罪責に関する一考察」南原繁研究会編『南原繁と平和―現代へのメッセージ』Editex、2015年を参照されたい。

参考文献

- 興梠正敏「比島通信（1-7）」『福音新報』第2397号～第2409号、昭和17年4月2日付～6月25日付
- 千葉勇「比島宣撫（1-2）」『日本基督教新報』第2435号～第2436号、昭和18年1月28日付～昭和18年2月4日付
- 古田十郎「比律賓とその宗教」『新興基督教』昭和18年3月
- 興梠正敏「比島に〔於〕けるプロテスタント教会の現況と将来」『新興基督教』昭和18年3月
- 白戸二郎「ミンダナオ島宗宣撫行」『新興基督教』昭和18年3月
- 千葉勇「比島に於けるプロテスタント教会の発展と現勢」『新興基督教』昭和18年

4月

向坊長英「比島雑感」『新興基督教』昭和18年7月

中田善秋「戦犯の問題について」『福音と世界』1952（昭和27）年9月号

日本基督教団史編纂委員会『日本基督教団史』日本基督教団出版部、1967年

片山弘二「山下奉文の処刑に立ち会って」『中央公論』1978（昭和53）年8月号

興梠正敏「私の半生雑記」興梠正敏『わが道の光』新教出版社、1978年

興梠正敏「親友白戸二郎牧師と従軍の思いで」興梠正敏『誰が信じ得たか』新教出版社、
1980年

巢鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相 上巻』富士出版、1981年

戦争犠牲者を心に刻む会（編）『アジアの声 第四集 日本軍はフィリピンで何をした
か』東方出版、1990年

石田甚太郎『ワラン・ヒヤー日本軍によるフィリピン住民虐殺の記録』現代書館、
1990年

石田甚太郎『殺した 殺された一元日本兵とフィリピン人二〇〇人の証言』径書房、
1992年

寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」池端雪浦（編）『日本占領下のフィリピン』
岩波書店、1996年

寺田勇文「日本占領下フィリピンのプロテスタント教会—日本の対比宗教政策との
関連で」土肥昭夫教授退職記念論文集編集委員会（編）『キリスト教と歴史』新
教出版社、1997年

日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室（編）『日本基督教団史資料集 第2巻』日
本キリスト教団出版局、1998年

内海愛子『スガモプリズン—戦犯たちの平和運動』吉川弘文館、2004年

永井均『フィリピンBC級戦犯裁判』講談社、2013年

豊川慎「「大東亜戦争」下の日本基督教団と天皇制—教団機関紙に見る「日本基督教」
樹立の問題」吉駒明子・伊藤彌彦・石井摩耶子共編『現人神から大衆天皇制へ
—昭和の国体とキリスト教』刀水書房、2017年